

(提出年月日) 令和4年11月22日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう求める意見書(案)

岸田政権は、現行の健康保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する方針を表明した。法律でマイナンバーカードの取得は任意とされているが、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合することは、国民皆保険制度の下では、カードの取得を事実上強制することになる。個人情報流出や、政府による人物像のプロファイリング(分析)を懸念しているなどの理由で、いまだにカードの取得率は、国民の約半数となっている。それにもかかわらず、期日を決めて強引に実施するようなことになれば、政府に対する不信や不安が増大し、既にカードを取得した国民も含めて、とても理解を得ることはできない。

さらに、運転免許証との一本化も計画されているとの報道もあるが、カードを紛失した場合は、再発行までに一定の時間がかかり、その間は、受診や運転ができない事態になりかねず、国民の不安は簡単には解消されない。

医療機関でも、顔認証機能付きのカードを読み取る機器やシステムを備えなければならず、人手や費用の負担が増大することになる。これは、新型コロナウイルス感染症等への対応で多忙を極める医療現場の実態を無視した計画となっている。

よって、本市議会は国に対し、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和4年11月22日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

消費税インボイス制度の中止を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染の収束や、物価高騰等による日本経済の先行きも見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施に向け、インボイス発行事業者の登録申請が始まっている。

免税事業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、課税売上高年間1,000万円以下の事業者への消費税免税制度を、実質的に廃止するものである。

仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できない事業者は、農林水産業者、俳優・声優や演劇関係者、個人タクシーや軽運送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐にわたっており、深刻な影響を受けることになる。特に、アニメ業界で働くフリーランスを対象にした調査では、同業界で働く半数が年収300万円未満であり、4人に1人がインボイス制度の導入によって「廃業する可能性がある」と答え、この回答者のうち、20代及び30代が全体の8割を占めている。

財務省は、インボイス制度の導入で161万人の免税事業者が、新たに課税事業者となることで、消費税率を上げなくても2,480億円の増収になると試算しているが、これは「乾いたタオルを絞るような」行為である。

インボイス制度を強行に導入することは、疲弊している日本経済と地域経済再生を阻害することになりかねない深刻な問題である。

よって、本市議会は国に対し、消費税インボイス制度の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和4年11月22日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

防衛費を増大するよりも社会保障を充実するよう求める意見書
(案)

防衛省の2023年度予算の概算要求は、過去最大の5兆5,947億円を計上したのに加え、金額を示さない多数の「事項要求」を盛り込み、最終的には6兆円台の半ばに達するとも見込まれている。

岸田政権は、ロシアによるウクライナ侵略や台湾問題、北朝鮮のミサイル発射などに乗じて、今後5年間で防衛費を2倍に増大させ、国内総生産(GDP)比2%(約1.1兆円)を目指すとしている。

年末に改定が予定されている「国家安全保障戦略」、「防衛計画の大綱」など安保関連3文書の検討作業の中で、必要性を検討するとしている「敵基地攻撃能力」の保有に向けて、政府は長距離巡航ミサイル「トマホーク」の購入を、米国政府へ打診している。

日本では円安の影響などで、物価の高騰は深刻な事態となっている。さらに、今年も年金支給額の削減や、10月からの75歳以上で一定の収入のある高齢者の医療費負担の2倍化などで、生活不安が高まっている。

このような中、政府内では消費税の引上げに言及する状況も出てきており、看過できない事態となっている。

国民の暮らしを守るためには、国民全体の減税、中でも、低所得者ほど減税効果がある消費税5%への引下げは急務となっている。莫大な財源を必要とする軍備拡大に国民の税金を投入することは許されず、削減された医療・福祉などを元に戻すべきである。

国際紛争は軍事力ではなく、憲法第9条や国連憲章に基づいて、徹底した対話による外交努力によって解決することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、防衛費を増大するよりも社会保障を充実するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和4年11月22日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

「旧統一教会」の解散命令を裁判所へ速やかに請求するよう求める意見書(案)

今、政治の大問題になっている世界平和統一家庭連合(旧統一教会)は、韓国に本部を置き、正体を隠した伝道活動、不安・恐怖をあおっての霊感商法や高額献金、当事者の意思を無視した集団結婚を行う、反社会的カルト集団である。「旧統一教会」による被害救済に取り組む「全国霊感商法対策弁護士連絡会」(全国弁連)によれば、集計を始めた1987年から2021年までに寄せられた霊感商法や高額献金による被害総額は1,237億円とされ、失踪・破産・自殺・家庭崩壊などが後を絶たない状況である。

これほどまでに、被害が深刻化した原因は、「旧統一教会」が多くの政治家と接触し、取り入りながら「広告塔」として最大限に利用していたためであることが、被害者や関係者からの証言で明らかになっている。

「全国弁連」は、反社会的行為を続ける「旧統一教会」に、宗教法人としての税制上の優遇を与え続けることは許されないとして、文部科学大臣や法務大臣、検事総長に対し解散命令の請求を求めているが、「質問権」の行使や「信教の自由」との関係などを理由に進展していないのが現状である。

岸田首相は本年10月19日の参議院予算委員会で、「旧統一教会」の解散命令の請求は「刑法等の違反が基準」としていた判断を「民法の不法行為も該当」と解釈を変えたものの、「質問権」の行使によって「解散命令の請求の判断が先延ばしされかねない」と懸念されている。また、「旧統一教会」の組織的な不法行為は法廷でも裁かれており、形式的な「質問権」の行使ではなく、直ちに解散命令の請求を行うことが求められている。毎日新聞の世論調査でも、政府が解散命令を請求すべきかとの問いに対し、「請求すべきだ」が82%となっている。

「信教の自由」との関係でも、「解散命令」が出されたとしても、宗教法人格がなくなるだけであり、宗教団体や信者の信仰が規制されるものではない。

よって、本市議会は国に対し、「旧統一教会」の解散命令を裁判所へ速やかに請求するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和4年11月22日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書(案)

旧統一教会(世界平和統一家庭連合)の悪質な靈感商法による高額な印鑑や壺の売りつけ、高額献金の強要などが大きな社会問題となっている。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、約35年間での相談件数は3万4千件を超え、被害総額は1,237億円に及ぶとされている。このように、旧統一教会が多大な被害を発生させたのは、政治家が教団関連団体の催しに出席したり、祝電を送るなどした結果、旧統一教会の活動に「お墨付き」を与えることになったためであると指摘されている。

地方議会の議員も含めた政治家と旧統一教会との関係性は、今も全容解明に至っておらず、引き続き調査・究明の徹底が求められている。同時に、深刻な被害を受けている信者やその家族への救済及び被害防止のための対策は焦眉の課題である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 被害の実態を早急に把握するとともに、現行法制度を最大限活用して弾力的な救済を行うこと。
 - 2 地方自治体の消費生活相談窓口の強化に資する予算の増額と相談員の拡充及び研修を実施すること。
 - 3 マインドコントロールなど悪質な勧誘行為による寄附の強要を禁止すること。
 - 4 消費者契約法の抜本的見直しと第三者からの取消しや損害賠償を可能とする法整備を行うこと。
 - 5 いわゆる宗教二世問題の当事者や家族への救済・支援のための法律になるよう、専門家や支援団体等の意見を十分に聴取すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和4年11月22日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書
（案）

戦前・戦中、治安維持法の下で、戦争に反対し、人権尊重と主権在民を主張したために、多くの人々が検挙・投獄され、多大な犠牲を受けてきた。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、作家・小林多喜二をはじめ、警察署等で拷問によって虐殺された人は93人、本県旭市出身の飯島喜美のように拷問と劣悪な環境の下で獄死した人は400人余りを数える。検挙者は6万8千人余り、検束・勾留を受けた人は数十万人にも上る（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟調べ）。

戦後、治安維持法はポツダム宣言の受諾により廃止され、その後、同法による犠牲者らは勅令730号「政治犯人等の資格回復に関する件」によって「将来に向かってその刑の言渡を受けなかったものとみなす」とされたものの、国は今に至るも、彼らに対し何らの謝罪も賠償もしていない。

ドイツでは、ナチス犠牲者に謝罪すると同時に、連邦補償法で2010年までに総額約680億ユーロの賠償を行っている。イタリアでは、国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給している。アメリカやカナダでも、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年、市民的自由法を制定し、2万ドルないし2万1千ドルを支払い、大統領が謝罪している。このように、かつての人権侵害に対する謝罪は、世界の大きな流れになっている。

また、日本弁護士連合会も、1993年の第36回人権擁護大会で「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘し、補償を求

めている。

以上のような国内外の動きは、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の必要性・正当性を証明している。しかも、残された時間は多くない。

よって、本市議会は国に対し、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

千 葉 市 議 会